

国民健康保険運営方針		運営方針の内容(抜粋)	今年度の主な取組
第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見直し	赤字削減の取組	・赤字が生じた市町村は、単年度での赤字解消が困難な場合、中期的な目標を設定して計画的な赤字削減に努める。	・保険税率の適正な設定や医療費適正化、国保税収率向上のほか、保険者努力支援交付金の確保など財政収支改善に向けた取組について市町村に助言
	財政安定化基金の運用	・保険税の収納不足や保険給付費の増加により財源不足となった場合に備えて県に設置した「群馬県国民健康保険財政安定化基金」の運用方法(市町村に対する貸付及び交付、県による取崩し等)を定める。	・今年度、市町村に対する貸付及び交付は該当なしの見込(収入が減少となった世帯には減免を実施(12月時点で2,472世帯約4億円)しているが、全額国費で補填見込み。国保税の収納率も大きな落ち込みはない) ・今年度の県特別会計は、受診控えの影響等から保険給付が対前年比約96%程度と低めの水準であり、基金の活用予定はない
第3章 納付金及び標準保険料率の算定方法	保険税水準の統一	・本県においては、市町村の医療費水準に差があることから、徐々に保険税水準の統一を進めていく。 ・健康づくりや医療費適正化に向けた取組を進めつつ、保険税水準の統一を目指す課題として位置づけ、県と市町村で協議していく。	・今年度7月、市長会に対し知事から保険税率の統一を進めることについて説明(町村会に対しては、理事会で8月に副知事から説明) ・「統一は段階的に進める」「令和6年度に納付金レベルで統一する」「最終的には税率の統一を目指す」とを説明、第2期運営方針に記載
	納付金の算定方法	・県は、市町村ごとに国民健康保険事業費納付金の額を決定して徴収するとともに、この納付金等を財源として、保険給付に必要な費用を全額、保険給付費等交付金として市町村に支払う。	・運営方針の定め等に基づき、令和3年度納付金の本算定を実施
	激変緩和措置	・納付金の仕組みの導入等により被保険者の負担が急増することがないように、県は納付金の算定に当たり、激変緩和措置を講じる。	・県と市町村で合意した方法により、令和3年度納付金(本算定)において、18市町村に激変緩和措置を実施
第4章 保険税の徴収の適正な実施	収納対策の強化	・市町村は、収納率低迷の要因分析を行い、それぞれの市町村において必要な収納対策の強化に努める。 ・県及び国保連合会は、市町村の収納率向上及び収納率目標達成のための支援を行う。	・収納率向上対策研修会を開催したほか、収納率の低い市町村に対し収納率向上アドバイザーを派遣するなど市町村の収納率向上対策を支援(アドバイザー派遣:上野村、草津町、高山村) ・本県の国保税収率(県平均・現年度課税分)(H30年度)92.98%⇒(R元年度)93.06% ※0.08ポイントの向上
第5章 保険給付の適正な実施	保険給付の点検、事後調整	・県は、市町村が行う保険給付について、システムの整備状況に合わせて、広域的又は医療に関する専門的な見地からの点検を実施する。	・県による給付点検を実施(県内市町村国保間で異動のあった被保険者に係る点検等)
	療養費の支給の適正化	・海外療養費について、県作成のガイドラインに基づいて審査確認や情報共有を行い、支給の適正化に努める。	・支給の適正化に向けて市町村に技術的助言を行ったほか、高額な申請について市町村と情報共有を図るなど、療養費の支給適正化に向けた取組を推進
	第三者求償の取組強化	・第三者求償事務を確実に進めるため、市町村は、傷病届の提出を励行する取組を行う。 ・第三者求償事務は、高い専門性を必要とすることから、市町村は専門性を確保するための体制整備に努めるとともに、国保連合会や県は市町村の体制強化を支援する。	・第三者求償事務に係る研修会を開催したほか、第三者行為事案に係る情報提供を行うなど市町村の取組を支援 ・また、直接求償については、自動車事故以外も市町村から国保連合会への委託実施が可能な体制を整備(令和2年4月から)
第6章 医療費の適正化の取組	医療費の適正化	・保険者の医療費適正化に向けた取組を促進するために創設される「保険者努力支援制度」を活用しながら、これまで以上に医療費適正化に向けた取組を推進する。 ・全ての市町村で「データヘルス計画」を策定し、PDCAサイクルに基づいた効率的・効果的な保健事業を実施する。 ・特定健診及び特定保健指導の実施率向上に取り組み、生活習慣病等の予防を推進する。 ・医師会等の協力を得て「重症化予防プログラム」を策定し、より効果的に糖尿病性腎症重症化予防事業を推進する。 ・重複頻回受診者への訪問指導等を実施し、受診の適正化を図る。 ・ジェネリック医薬品希望カード配布や後発医薬品差額通知を継続実施するほか、群馬県後発医薬品適正使用協議会等と連携し、後発医薬品使用割合の向上を図る。	・全ての市町村で「データヘルス計画」の策定が完了 ・H30年度末に策定した「群馬県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき、市町村専門職を対象とした研修を実施するほか、保健指導に係る文書の標準的な取扱いを定めるなど、県医師会等と連携して糖尿病重症化予防対策を推進 ・市町村を対象に特定健診及び特定保健指導実施率向上対策推進研修会を開催したほか、特定保健指導の実施率の低い市町村に対しアドバイザーを派遣し、実施率向上対策を個別支援 ・本県国保の特定健康診査実施率(H30年度)41.6%⇒(R1年度)42.6% ・本県国保の特定保健指導実施率(H30年度)17.4%⇒(R1年度)17.8% ・本県国保の後発医薬品使用割合(数量ベース)(H31.3)77.6%⇒(R2.3)80.1%(全国平均:77.4%) ※厚労省「医療費に関するデータの見える化」
第7章 市町村事務の広域的及び効率的な運営の推進	事務処理の標準化・共同処理の推進	・「事務処理マニュアル」を策定して市町村の事務処理の標準化を進めるとともに、国保連合会による共同事務処理の推進を図る。	・事務処理の標準化に向けた取組を進めるとともに、現状や課題を把握するためのアンケート調査を実施し、全市町村で情報を共有
第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携	保健医療サービス・福祉サービス等との連携	・県及び市町村は、国保の保険者として、保健・福祉全般と連携して施策を推進する。 ・本運営方針と保健医療計画、医療費適正化計画、高齢者保健福祉計画等を連携させることにより、保健医療サービスや福祉サービスに関する施策との一体的な推進を図る。	・国保連合会と連携し、国保及び後期高齢者医療における有病率(年齢調整実施)等のデータを全市町村に提供するなど、市町村における医療・介護・福祉関係部局と連携した施策実施を支援
第9章 その他安定的な財政運営及び効率的な事業運営のために必要な連絡調整等	連携会議の開催	・県、市町村及び国保連合会相互の連携を図るため、「群馬県市町村国民健康保険連携会議」を開催し、関係者の意見交換や意見調整を行う。	・「群馬県市町村国民健康保険連携会議」を3回開催し、市町村等と意見交換や協議を実施 ・また、当該会議に設けられている3部会(財政・事業運営及び保健事業)を合計で9回開催(財政5・事業運営2・保健事業2)し、県と市町村等の実務レベルで様々な課題を検討 ・新型コロナウイルスの影響により、中止した会議が2件、書面開催とした会議が2件あり、必要に応じて個別の電話連絡等により連携を図った